

心愛志太だより

心愛志太に賭ける夢

理事長 戸塚 義和

1. 結実

心愛志太の運営に係わり、携わって頂いた皆様方のご尽力により

- ①藤枝心愛会（理事長 小野清子） 創立 50 周年
- ②心愛志太後援会（会長 佐野愛子） 10 周年
- ③藤枝第一心愛 30 周年
- ④藤枝第二心愛 15 周年
- ⑤グループホームおかべ 5 周年
- ⑥地域活動支援センターきずな 5 周年

（おかべときずなは、来年）

を迎える事が出来ました。

全体的な経済規模も多くなり、そこに従事する人達も数多くなってきました。

また、数少ない精神障害者を主な対象者とする施設としても多くの方面から期待され、評価もされています。

心愛志太の発展の為に心と思いを寄せ必死に頑張ってもらった多くの皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

今後も皆様の残して頂いた身に余る功績を汚す事無く大切に守り育てていく覚悟です。

今後とも皆様のご指導、ご協力、ご支援をお願い致します。

2. 不正撲滅

昨年は世界的にも不正が蔓延した年だと思っています。国際的にみれば

- ①サッカー協会の不正
 - ②ドイツ車の排ガス不正
 - ③ロシア陸上協会のドーピング
- 一方国内では
- ①東芝の不正経理
 - ②旭化成のクイ打ち不正



③化血研の製薬不正

数え上げたら限りがありません。

人間の持つ素晴らしい叡智、倫理、良心が陰を潜め私利私欲のみが強調された感じで残念でなりません。また、日本人の誇る礼儀正しさと折り目正しい立ち振る舞いが後退し組織、体制、制度の脆弱さを露呈した一年だと思っています。

我々障害者福祉にたずさわりの公金で施設を運営し地域の人達とその発展を願う私たちは断じてこのような不正があってはならないし、そのような土壌、風土を作る事は絶対に許されません。

コンプライアンス（法令順守）コーポレートガバナンス（企業統治）をモットーに役員、職員全てが一致団結し一丸となって不正防止、撲滅に努めなくてはなりません。

3. 明日に向かって

①情熱と使命感

心愛志太の運営に携わる関係者は、障害者福祉という高い理想と信念を掲げ日夜、献身的で地道な努力を続けています。

その情熱と使命感と志をいつまでも忘れないでいること。

その地道な努力が全ての人々の自由と尊厳、権利を守り明るく豊かな人権擁護社会を創る第一歩だと確信しております。

私は、このような素晴らしい組織の中で、このような志を持った仲間と一緒に仕事ができる事を嬉しく思います。

②置き土産

障害者の親なき後を考える時、どうしても施設の充実は必ず必要ですし社会還元でもあります。

厚労省が人材確保のため、保育所、障害者施設、高齢者施設の統合を検討しています。地域ではより大きな施設への吸収合併も始まっています。

このような事も念頭に考えますと是非皆さんと一緒に心愛志太への「置き土産」が、必要と考えます。

業務基盤の強化、拡大は、心愛志太に関わる全ての人々の精神的、経済的あるいは環境改善に必ず役立つものと確信しております。その事が、生きがい、働きがいのある職場創りに貢献し“感謝の心”“思いやりのある心”あるいは、“誰かの為に私は役立っているんだという心”にもつながっていくものと信じております。

失敗は絶対許されないし後戻り、途中放棄もできない事は、重々わかっておりますが、リスクを恐れるあまり数少ないチャンスを失う可能性もあります。この辺の兼ね合いも必要かと思っております。

3. 信頼関係構築

この目標貫徹のためには、まずお互いの心をつなぐことです。固い絆と一致団結、結束が必要です。

更には人間関係、信頼関係の構築も絶対必要です。

「お互いがお互いを信頼しあうこと」

「施設、法人は人なり！」

今年を信頼関係構築の元年にしたいと強く

願っております。

森羅万象（宇宙の中に在る全てのもの）
全ては、人間の心にあります！！

前向きに積極的に自己を燃焼しつつ夢と希望とロマンと青春を賭けて大いなる遥かなる人生を堂々と生きていきましょう。

理事会・評議員会

○ 評議員会

・平成 27 年 5 月 28 日開催

平成 26 年度事業報告（案）の件、平成 26 年度決算報告（案）の件が審議、承認される。

監事より平成 26 年度業務監査結果及び会計監査結果が報告される。苦情解決取扱規程の変更案が審議、承認される。

報告事項として、理事長専決事項が報告される。

・平成 27 年 7 月 9 日開催

平成 27 年度資金収支第一次補正予算（案）の件が審議、承認される。報告事項として、地域活動支援センター補助金増額の件、理事長専決事項が報告される。

・平成 27 年 12 月 14 日開催

平成 27 年度中間監事監査が報告される。基本財産（土地）利用の件が審議、承認される。平成 27 年度中間事業報告及び第二次補正予算（案）の件が審議、承認される。グループホームおかべの建物に関する件が審議、承認される。パートタイマー就業規則取扱内規の件が審議、承認される。

・平成 28 年 1 月 7 日開催

新規事業の件が審議、承認される。報告事項として理事長専決事項が報告される。

○ 理事会

平成 27 年 4 月 1 日開催

理事長互選の件が審議、承認される。職務代理者第 1 位、第 2 位を審議、承認される。顧問設置の件が審議、承認される。

平成 27 年 4 月 9 日開催

運営会議に関する要綱が審議、承認される。

平成 27 年 4 月 9 日開催

運営会議に関する要綱が審議、承認される。

・平成 27 年 5 月 28 日開催

平成 26 年度事業報告（案）の件、平成 26 年度決算報告（案）の件が審議、承認される。

監事より平成 26 年度業務監査結果及び会計監査結果が報告される。苦情解決取扱規程の変更案が審議、承認される。

報告事項として、理事長専決事項が報告される。

・平成 27 年 7 月 9 日開催

平成 27 年度資金収支第一次補正予算（案）の件が審議、承認される。報告事項として、地域活動支援センター補助金増額の件、理事長専決事項が報告される。

・平成 27 年 12 月 14 日開催

平成 27 年度中間監事監査が報告される。基本財産（土地）利用の件が審議、承認される。平成 27 年度中間事業報告及び第二次補正予算（案）の件が審議、承認される。グループホームおかべの建物に関する件が審議、承認される。パートタイマー就業規則取扱内規の件が審議、承認される。

精神障害者に関する法律の変遷

平成 28 年 4 月より障害者差別禁止法が施行され、障害者に関する人権回復の権利は、やっと国レベルで進んできた。中でも精神障害者に関する人権擁護は、他の障害と比して遅れてきた。法制度の変遷から顧みると明白である。

人類の誕生とともに、精神障害者は存在したと考えられている。古代ギリシャでは、精神障害者は、身体的なものと結びつけて考えられていた。抑うつ状態を表す「メランコリー」は「黒い胆汁」に由来し、「ヒステリー」は「子宮」というギリシャ語に由来している。精神障害者の処遇をめぐっては、陰惨な記録も多い。差別と偏見にさらされ、人々から恐れられ、忌み嫌われる存在として、コミュニティから排除されてきた歴史がある。

我が国で最初の精神障害者の処遇に関する法律は、1900 年（明治 33 年）の精神障害者監護法であるが、社会防衛のための治安立法としたもので、出発した。1950（昭和 25）年精神衛生法が制定されるまで、精神障害者施策の基本に位置付けられる法律となった。

主な内容は、

- ①後見人・配偶者等の親族を精神病患者の監護義務者とする。
 - ②警察を経由して私宅または精神病院への監置の許可を受ける。
 - ③監護に要する費用は監護義務者・扶養義務者が負担する。
 - ④監護義務者がいない場合は、市町村長が監護義務者を行い、費用は市町村が負担する。
- 座敷牢を公認し、これを合法化したに過ぎず、患者を抱えた家族には大きな負担となった。

そして、呉秀三氏らの努力が実って、1919（大正 8）年、わが国で初めて治療の場として精神病院が法律化された。結核予防法などの伝染病対策と並んでの公布であり、やはり社会防衛的な要素が濃い法律であった。第二次世界大戦は、精神病院に収容されていた入院患者も食糧配給の減少で飢餓状態に置かれ、多くの患者が栄養失調で死亡している。1940（昭和 15）年には、約 2 万 5 千床あった精神病床は、終戦時の 5 年後には、4 千床に減っている。1950（昭和 25）年、精神衛生法が議員立法によって制定され、精神病患者監護法と精神病院法は廃止された。精神衛生法の主な点は、

- ①措置入院制度を設け、精神衛生鑑定医制度導入
- ②保護義務者の同意に基づいて、強制的に入院させることができる同意入院制度を設ける。
- ③私宅監置を廃止し、公立病院設置を義務付ける。
- ④精神病患者・精神薄弱者・精神病質者を精神障害者と規定する。また、同年の医療法改正で、民間病院は税制上の優遇措置と医療金融公庫法施行により、民間の精神病院建設がブームを引き起こした。1964（昭和 39）年ライシャワー駐日大使が、19 歳の少年（少年に精神病院での入院治療歴があった）に刺されるという事件が発生し、欧米では脱施設化が進んでいるとは逆行するようにわが国では、警察による精神障害者への取り締まり強化が強く打ち出され、マスコミも一斉に「精神病患者野放しキャンペーン」を展開した。この反対運動を契機に、1965（昭和 40）年に全国精神障害者家族会連合会（全家連）が組織化された。精神衛生法が一部改正された。

- ①保健所を地域における精神行政の第一機関に位置づけ精神衛生相談員を配置し、在宅精神障害者の訪問指導、相談事業を強化した。
- ②都道府県に精神衛生センターを設置
- ③在宅精神障害者の通院医療費の 2 分の 1 を公費負担
- ④精神病院管理者等に精神障害者に関する通報・届出制度を強化する。

※ 次回に、精神保健法以降の法律概要を取り上げます。

心愛志太評議員に就任して

評議員 松尾 敏郎

昨年の3月に心愛志太の評議員について、打診があり、深い考えもなく平成27年4月1日より受けました。5月に第1回の評議員会が開催されました。第1回の会議に出席し、自身の甘さを痛感しました。NPO 法人藤枝心愛会に入会して3年目やっと藤枝心愛会の概要が分かりかけたところです。評議員に関しては、力不足と感じております。

評議員に就任した以上、前を見て取り組むだけです。家族会の藤枝心愛会は、精神保健福祉の分野でリーダー的存在です。皆様方には、十分にご存じます。設立以来の人的パワーだと思います。そして、まだ、そのパワーには余力があります。この人的パワーが、社会福祉法人心愛志太の事業に活かせるはずです。

具体的なことは、差し控えますが、課題を共有化し、目標を明確にして取り組みたいと思います。

昨年の6月に沼津市に営業所がある「ISF ネット」を視察しました。そのグループに従業員（利用者を含む）3,000人、（障害者が4割を占めている）代表の方は、障害者総合支援法の施行により、事業が拡大できた。まだまだ拡大できると仰っていました。現在の所属人数は、3,207人です。

障害者に関する法律は、数年ごとに改正されています。法改正により、事業が縮小になる事もあるが、法改正により拡大のチャンスが生まれる。最近では、企業が進出して利益確保していることもあります。

精神障害者福祉に真剣に向かい、地域の人達と連携して、社会福祉法人を安定的に経営していくために貢献したいと考えます。



利用者レクリエーション

藤枝第一心愛及び藤枝第二心愛では、利用者の希望にそって、日々の作業の労をねぎらうために事業所から離れて、屋外レクリエーションを企画、実行しています。数年前は、ほぼ利用者全員が参加して実行していましたが、登録利用者が増え、それぞれ個々の理由で、2～3年前からは、希望者で実行する形になりつつあります。

藤枝第一心愛では、2月に希望者7名で、ジャパンベリーにていちご狩りを行いました。

意外と皆さんいちご狩りが初めての経験だという方が多く、たくさんのいちごを食べ、一日を満喫しました。



製品紹介 藤枝第二心愛



藤枝第二心愛の自主製品として、ビーズのストラップを製作販売しております。真心こめた手作り作品です。

昨年から市役所のロビーショップにも置かせていただいております。ぜひ、お立ちより頂いて、たくさんお買い求め頂ければ幸いです。